

子ども関連TOPICS ①

国連・子どもの権利委員会の事前質問事項、公開される

～差別、暴力、思春期の子どもの健康、教育などの問題に高い関心～

平野 裕二 (子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)

子どもの権利条約の実施に関する日本の第2回政府報告書の予備審査が10月6日に行なわれ、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議(以下「連絡会議」)をはじめとする3つのNGOが情報を提供したのは、本誌前号で報告したとおりである。予備審査をもとに子どもの権利委員会(以下「委員会」)によって作成され、日本政府に送付された事前質問事項(日本の第2回定期報告書の検討との関連で取り上げられるべき諸問題のリスト)が、11月中旬にNGOにも公開された。

事前質問事項は4部構成をとっている。第1部のA(データおよび統計)では諸分野の統計データが要求されているが、その多くは比較的スタンダードな質問である。保健・教育分野の民間セクターの支出についても(パラ2)も、とくに第34会期(2003年9～10月)の審査対象国以降、とりわけ経済力の大きい国に対する事前質問事項では標準的に質問されるようになっている。他方、学習塾など「学校外の補習指導または個別指導」を利用している生徒の人数・割合(パラ6(d))、「成人として裁判を受け、かつ刑を言い渡された少年の人数」(検察官送致により刑事裁判を受けた少年)(パラ8(g))などは、日本が独自に求められたデータと言ってよい。

第1部のB(実施に関する一般的措置)では、第1に、委員会の前回の勧告が実施されていない分野として(a)差別の禁止、(b)教育制度の競争的性質、(c)学校における暴力の3つがとくに明示され(パラ1)、実施の意図・計画が尋ねられた。そのほか、留保・解釈宣言の撤回(パラ2)、データ収集システム(パラ3)、設置が意図されている「人権委員会」(仮称)の詳細(パラ4)、条約実施の調整体制(パラ5)などについて質問されている。

特徴的なのは、「公立の保育園および子どものケアのための施設の民営化と、それがこれらのサービスの利用可能性とアクセス可能性に及ぼす影響」について尋ねられていることである(パラ6)。これまでも教育の民営化が審査の主要論点として挙げられることはあったものの(韓国や英国の第2回審査等)、保育に関してこのような直截な質問が行なわれるのは珍しい。この点に関する委員会の基本的考え方は第12回一般的討議(サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実施におけるその役割)の勧告に示されているとおりであり、民営化そのものの是非よりも、それによって保育サービス等が利用しにくくならないか、公的監督が適正に行なわれるかといった点が問題にされることになる。第4部(後述)では「とくに就学前の保育および放課後の保育」が主要論点のひとつに挙げられているが(パラ7)、これも同様の関心に立ったものと思われる。

ひきつづき第2部では、条約の日本語訳の提出が要請されている。第3部は、報告書の提出(2001年11月)以降の新しい動きに関する情報を求めたものである。

第4部には、委員会が本審査(2004年1月28日)で取り上げようと考えている論点の予備的リスト(14項目)が掲げられている。これらについては、文書回答は求められない。

リストの筆頭に挙げられているのは、女子、障害児、マイノリティ(コリアン、アイヌおよびアメラジアンの子どもなど)に対する差別の問題である(パラ1)。前回は取り上げられなかったアメラジアンの子ども(沖縄等で米軍関係者と日本人女性との間に生まれた子ども)についても、連絡会議が複数の箇所でも取り上げたこともあ

NEWSLETTER No.71 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 国連・子どもの権利委員会の事前質問事項、公開される /1
- ② 【ユース“模擬”総選挙2003】を終えて /2
- ③ 小学校5年生が市町村合併で住民投票～北海道奈井江町 /3
- ④ 松山市子ども育成条例案と「責任条例」化への危機
～愛媛県 /4

イベント報告

- ・子どもの権利条約フォーラム2003 in かわにし
“子どもとおとなのいい関係”報告 /5

お知らせ

- ・子どもとおとなのいい関係のためのキーワード /8
- ・子どもの権利条約入門セミナー2003のお知らせ /8

てか、言及が見られる。日本の国外に暮らしている親からの養育費の回復（パラ10）も、いわゆるJFC（ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン）とともに、アメラジアンの子どもの念頭に置いて挙げられた論点であろう。婚外子や外国人の子どものアイデンティティ（とくに国籍）に対する権利の問題も取り上げられており（パラ10）、外国籍の子どもの権利保障は本審査の大きな焦点のひとつになると思われる。

子どもに対する暴力も連絡会議がとくに強調した論点であり、学校・施設・家庭における体罰（パラ4）、児童虐待（パラ5）、子どもをケアする施設の規制（パラ6）、性的搾取（パラ13）など複数の箇所でも取り上げられた。あわせて、やはり連絡会議が強調した問題である思春期の子どもの健康についても、「若者の自殺およびその原因、セクシュアル・ヘルスおよびリプロダクティブ・ヘルス、薬物濫用およびストレス関連障害」という具体的例示とともに、論点のひとつに挙げられている（パラ9）。

教育問題も、当然のことながら主要な論点のひとつである。「教育の目的と教育制度の競争的性質、ならびに計画されている教育改革」という表現でリストに含まれている（パラ11）。現在進められている教育「改革」が条約第29条の規定および委員会の一般的意見1号（教育の目的）にのっとったものであるかどうか、厳しい吟味の対象とされるであろう。障害児の教育も論点のひとつである（パラ12）。

このほか、前回の審査でも問題にされた子ども参加（パラ2）、子どもの代替的養護（パラ6・8）、少年司法（パラ14）などがリストに掲げられた。全体として、連絡会議をはじめとするNGOの主要な関心事をほとんど網羅した内容であり、本審査での効果的審査が期待される場所である。

◆事前質問事項および委員会の一般的意見・一般的討議の日本語訳は、「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」（<http://homepage2.nifty.com/childrights/>）参照。

子ども関連TOPICS ②

特定非営利活動法人Rights主催

【ユース“模擬”総選挙2003】を終えて

林 大 介（特定非営利活動法人Rights常務理事・ユース模擬選挙担当）

■1704人が投票した、日本で初めての全国規模による「ユース“模擬”総選挙」

2003年11月に行なわれた第43回衆議院議員選挙（総選挙）は、小泉さんが首相になって初めての総選挙であり、また民主党と自由党が合併するなど、「マニフェスト選挙」「政権選択選挙」として注目を集めました。

しかし今回の総選挙の投票率は59.86%と、戦後2番目の低投票率であり、前回の衆議院選挙での20代前半の投票率は35.64%（今回の総選挙における年齢別投票率はまだ公表されていない）という数字が物語るように、特に若者世代の政治離れが深刻になっています。こうした中、未来の社会を担う子ども・若者世代が現在の社会について考え、社会活動に積極的に参加することは、民主主義を育て自立した社会を築くために大切なことです。

そこで、これまで「選挙権年齢の引き下げ」「子ども・若者の政治参加促進」をめざして活動してきた特定非営利活動法人Rights（ライツ）は、今回の総選挙に合わせて、「未来の有権者＝19歳以下すべての人」を対象にした模擬投票（「ユース“模擬”総選挙2003」以下、模擬総選挙）を行いました。

投票は、Rightsのウェブサイトなど：160票（うち有効票149票）、学校（公立中学：2校、公立高校2校、私立高校1校、私立中学高校1校）：1160票（うち有効票1080票）、地域：384票（有効票のみ）、の3パターンで行い、北海道から宮崎までの7歳～19歳から1704票（有効票1613票）の投票となりました。

なお「模擬選挙」は諸外国では広く一般的に取り組まれており、日本においても今回模擬総選挙を実施した五十嵐中学校、武蔵高校、柏中学高校でもこれまで取り組んできています。またRightsでも東京都町田市市長選挙（2002年2月）、東京都多摩市長選挙（2002年

4月）で模擬選挙を実施しました。今回の「ユース“模擬”総選挙2003」は、日本における全国規模による初めての模擬選挙となりました。

《模擬総選挙に取り組んだ学校・地域（順不同）》

- ・新潟県新潟市立五十嵐中学校：中学3年生がマニフェスト比較などを実施
- ・東京都立武蔵高校：高校3年生を中心に実施
- ・東京都立板橋高校：高校3年生が授業の一環として実施
- ・芝浦工業大学柏中学高等学校：中高の生徒会を中心に全校規模で実施
- ・立命館宇治高校：高校3年生が授業の一環として実施
- ・甲信越・北陸地域の公立中学校（匿名参加）：中学3年生が授業の一環として実施
- ・U-19 模擬総選挙@ギフ（岐阜県）：高校生を中心に、岐阜1区で街頭投票

■自民31.2%(35.0%)、公明6.8%(14.8%)、民主42.8%(37.4%)、共産11.2%(7.8%)、社民8%(5.1%)

おとなによる実際の投票結果と模擬総選挙での投票結果は、一概に比較することはできませんが、それほど大差があったとは言えないと思います。投票結果を見て言えることは、未来の有権者は各政党が掲げている公約・政策を読み取り、自分達にとって身近な問題だと思える事柄や、重要だと思う公約・政策を掲げている政党に投票したようです。これは、今回の選挙が「マニフェスト選挙」「政権選択選挙」と言われていたこともあり、各政党が作成したマニフェストを読み込み、あるいは各政党のウェブサイトアクセスしたりマニフェスト比較を行なっている新聞やウェブサイトなどを見比べるなど、選挙・政治というものをきちんと考える環境ができてきたから、

と言えます。

※地域での取り組みである岐阜県の「U-19 模擬総選挙@ギフ」は、岐阜県選挙管理委員会との関係もあり、投票結果を公表しない（投票数及び投票者属性のみ公開）ことにしたため、公表できる投票総数は1229票

※模擬総選挙においては投票結果の集計・比較を行ないやすい「比例区」での投票を中心的に呼びかけた

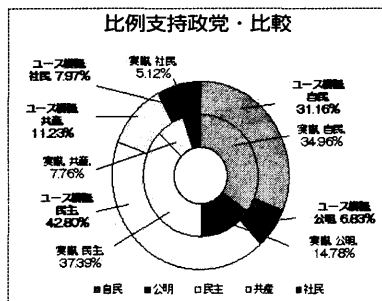
■選挙に対する関心は高く、模擬選挙を通して政治意識が高まる効果も

「子どもは政治的知識や判断力に乏しい」と言われます。実際、「全く分からない。興味もないし、どこがなんて言っているのか、あんまり違いも分からない」。この選挙がなんなのかも、知らない。（立命館宇治、女、18歳）というように、政治や社会を取り巻く状況についての関心や意識が低い方がいるのも事実です。しかしこれは未成年者に限ったことではなく、投票率が戦後2番目の低さだったことから、おとな全体に対しても言えます。

むしろ「未成年であってもしっかりとした考えを持つてる人はたくさんいる。これからの日本を作っていく私たちの声も聞いてほしい。（Rights、男、19歳）」という感想は多く、芝浦工大柏が投票時に実施したアンケートによると「模擬選挙で関心が高まる」が65%。模擬選挙を通して政治意識が高まることが明確になりました。

■来年7月の参議院議員選挙において「ユース模擬選挙」に組みます

模擬選挙は公職選挙法第183条の3「人気投票の公表の禁止」に



抵触してしまう部分があるため、選挙管理委員会などから実施すること自体に拒否反応が非常に強くあります。また、「生の政治」を扱うためか、教育委員会などが学校内で模擬選挙を行なうことに反対する自治体もあります（東京都町田市）。しかし、若者の投票率が低下し問題視されている現在、「私たちはまだ選挙権がないのでとても残念だったが、このように政治に参加できる機会があって非常に嬉しかった。これからもこのような運動を展開していったら、どんどん若者たちに選挙権の大切さ、政治の大切さを教えていったらいい。（Rights、男、14歳）」という感想に代表されるように、模擬選挙を行うことのメリットは非常に高いと考えています。

来年7月には参議院議員選挙が予定されています。Rightsでは今回の取り組みを踏まえ、学校での取り組みを全国に広く呼びかけます。また、岐阜県の取り組みのように地域での模擬選挙実施に関しても、各地域に対して幅広く呼びかけていきたいと思っています。さらにその際、各政党や選挙管理委員会、教育委員会は模擬選挙の意義を理解・確認し、積極的に学校や地域と協力するよう働きかけていきます。

また、国政選挙以外にも統一地方選挙をはじめとして、地方自治体の選挙は1年を通じて必ずどこかで行なわれています。各地域における地方選挙においても模擬選挙に取り組めるようサポート体制を充実させ、今後も選挙の場を活用して、より多くの子ども・若者世代に、地域の課題や政治について考え、深められる場、つまり民主主義を醸成していく環境を作っていきます。

※模擬総選挙の詳細な結果については、Rightsのウェブサイト<http://www.rights.or.jp> をご覧ください

子ども関連TOPICS ③

調査Report

小学5年生が市町村合併で“住民投票”

— 奈井江町子どもの権利条例にもとづいて—

（北海道・奈井江町）

喜多明人（早稲田大学教授）

「市町村合併に賛成の人は手を挙げてください。」

小学5・6年生、約60名あまりが集まる中で、ほとんど手が上がらない。

「じゃあ、反対の人」

どーと、ほとんどの子どもが一斉に手を挙げた。

みている私も正直言って驚いた。ここは北海道の空知、人口7000人を少し越えているくらいのお小さな町、奈井江町。

この町では、合併特例法期限の2005年3月までに合併するかどうかの判断を今年11月末までに下さなければならない。今年9月1日、町が設置する小学校で「町長と語る会」が開催されていた。北良治町長が滝川市など4市4町の市町村合併について説明した後、子どもたちが意見発表した。その時の光景を再現してみた。

「では、賛成の人は理由をいってください」

「予算がふえるから」「まちの将来を考えて」「高校進学に有利だから」……

あまり迫力がない。

「では、反対の人は……」と司会がうなずく。

「（学校の統合で）友達と離ればなれになるのがイヤだから」「新しくつくったプールがだいなしになる」「病院がなくなるとお年寄りが不便になりかわいそう」「なれた店がどんどんつぶれていく」「体育館がなくなったとき遠くの体育館に行くと交通費がかかる」「まちの名前を残したい」「いつまでもお年寄りにやさしい町であってほしい」……

子どもたちからつぎつぎ反対理由が挙がる。子どもの話を聞いていた町長は、さいごにこういった。

「みなさんの気持ちはよくわかりました。広報などを通して住民にも知らせます。市町村合併についての結論は秋の住民投票で決めますが、わたしは、子どもやお年寄りの人間としての尊厳を尊重したいと考えています。」

奈井江町では、この10月22日に行われた子ども投票の開票が、

同月27日に行われ、その結果が公表された。町選管によると、小学5年生以上の子ども投票の結果は、「合併しない」が378票、「合併する」が71票、無効1票。投票率は実に87.21%にのぼる。これに対して、おとなの方はどうか？18歳以上のおとなは、「合併しない」が3258票、「合併する」が1168票、投票率は73.01%であった（同日発表）。

その後の11月はじめ、北町長は、こう語ってくれた。

「議会で、市町村合併の住民投票がおしなべて投票率が低く3、

4割のところが多く、3、4割の住民の意思で合併の是非を問うのか、と追及されてきた。奈井江町で住民投票率が7割を超えたのは、子どもたちのおかげ。子どもたちが、家にかえって、夕食時に『とうちゃんは町村合併をどう考えているの、ばっちゃんは投票に行かないの』などと質問して、おとなたちもびっくり、町に依存しきっていたおとなたちを目覚めさせたのです」

子どもが動くことで、おとなが変わる、そんな断面を見る思いであった。

子ども関連TOPICS ④

松山市子ども育成条例案と“責任条例”化への危惧

—分岐点に子どもの権利の視点の欠如—

（愛媛県・松山市）

喜多明人（早稲田大学教授）

松山市子ども育成条例案は、「まつやま教育プラン21」に盛り込まれた施策の一つであり、教育委員会青少年育成課が担当窓口となり、市民検討会議（2002年9月～2003年3月、会議5回、教育委員会委嘱委員19人によって構成、一般公募なし）によって3月に提言書が提出され、この9月に条例案として公表されたものです。二時間程度の会議5回であり、行政主導のもとで市民の声が十分には反映されていなかったことなど問題点が多々あります。

保護者や市民のプレッシャーとなる“責任条例”

特に問題なのは、第4条（保護者の責務）において、「保護者は、子どもの健全育成に関し、他の誰よりも大きな責任がある」として、「深い愛情」「基本的な生活習慣」「家族の触れ合い」「社会奉仕活動」「感謝の気持ち」を求められ、保護者の子育てにプレッシャーを与えていることである。また市民には、5条で「あいさつ等の声をかけること」「社会規範に反する言動を止めるように声をかけ」ることなど、青年（40歳未満の市民）には「率先して模範となる行動をすること」など、そこには市民同士がこうしていこう、といった申し合わせ的な側面も欠落しており、あたかも“お上のお達し”であるかのような文言が投げかけられています。

（なお、「18歳以上の者」を市民と定義しており、子どもは非市民扱いされていることも問題である）

このようになってしまった背景には、子どもや市民の参加など条例案作りのプロセスが不十分であることのほか、根本的には、国連子どもの権利条約など、子どもの権利の視点が欠落していたことです。市民からの指摘で、3条3項に「子どもが・・・様々な権利を有していること」と追加されたが、文言ではなく、子どもの権利の視点の欠落によって、子どものエンパワメントや権利としての意見表明・参加の発想がほとんど抜け落ちてしまいました。改めて、子どもの権利の視点に基づいた子ども支援条例の大切さを痛感するものです。

資料 松山市子ども育成条例 案

平成15年9月17日提出
松山市長 中村時広

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 子どもを健全に育成するための責務（第四条～第一〇条）
- 第三章 市の基本的な施策（第一一条～第一七条）
- 第四章 雑則（第一八条）
- 付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、市民、市民団体、教育・児童福祉機関、事業者及び市の役割と責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、今を生き未来を担う子どもを社会全体でよくむことを推進し、もって子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （一）子ども 18歳未満の者をいう。
- （二）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- （三）市民 本市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、又は本市の区域外から市内に通勤・通学をする一八歳以上の者をいう。
- （四）青年 市民のうちおおむね40歳未満の者をいう。
- （五）高齢者 市民のうちおおむね65歳以上の者をいう。
- （六）市民団体 町内会・自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の子どもの育成を目的として、又は子どもを対象として市内で活動を行う団体をいう。
- （七）教育・児童福祉機関 学校、幼稚園、公民館、保育所その他市内の施設において子どもの育成又は教育を目的とする活動を行う機関をいう。
- （八）事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。

（基本理念）

第三条 子どもの育成は、豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫る私たちのまち松山において、先人が大切に培ってきた郷土を愛し、誇りに思ふ心と思いやりのある温かい心を持つ子どもをはぐくむことを受け継ぎ、後世に伝えることを使命として行われなければならない。

二 子どもは社会全体の宝であり、みんなではぐくむという共通認識の下、一人一人がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、連帯することにより行われなければならない。

三 子どもは社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもが夢と希望を持ち健やかに成長することを願って、子どもに関心と期待を寄せ、子どもを温かく見守り、子どもと向き合うことにより行われなければならない。

第二章 子どもを健全に育成するための責務

（保護者の責務）

第四条 保護者は、子どもの健全な育成に関し、他のだれよりも大きな責任があることを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

- （一）子どもに対して深い愛情をもって接すること。
- （二）子どもに対して、基本的な生活習慣、日常の生活能力及び接遇を身に付けさせるとともに、人権及び善悪の判断等の倫理、社会的な決まり等を厳格な態度をもって教えること。
- （三）家族の触れ合いの機会を大切にし、子どもの声をよく聴いて子どもとの意思の疎通を図り、子どもにとって家庭が最も安らぎ、いやされる場であるようにすること。
- （四）子どもとともに平素から積極的に社会奉仕活動等に取り組み、地域とのかかわりを大切にする。
- （五）子どもの監護を他の者にゆだねる場合は、その者に対して感謝の気持ちを持つこと。

（市民の責務）

第五条 市民は、子どもの健全な育成のため、子どもに積極的にかかわるべきこ

とを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

(一) 子どもに対して、自ら積極的にあいさつ等の声を掛けること。

(二) 子どもに対して、他人に迷惑を及ぼす行為その他社会規範に反する言動をやめるよう声を掛け、熱意をもって補い、導くこと。

(三) 市民等が行う子どもの健全な育成のための活動を支援するとともに、自ら進んでその活動に参加すること。

(四) 子どもの監護をゆだねられた者は、前条に規定する保護者の責務を担うこと。
(青年及び高齢者の責務)

第六条 青年は、子どもの健全な育成のため、子どもにとって身近な存在であるべきことを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

(一) 自らの行動の子どもに与える影響が多大であることを認識し、率先して模範となる行動をすること。

(二) その社会的及び法的責務を認識し、自己決定による行動に責任を持つこと。

(三) 保護者であること又は将来において保護者になることを認識し、自己研さんにより教養を深めること。

二 高齢者は、子どもの健全な育成のため、子どもにとって身近な存在であるべきことを自覚し、その知恵と教養を子ども及び保護者に対して積極的に提供するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第七条 市民団体は、子どもの健全な育成に関し、子どもに日常的に深くかかわっていることを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

(一) 主体的に活動するとともに、市民等との連携を図りながら、子どもを健全に育成すること。

(二) 子どもを健全に育成するための事業の企画に当たって、子ども及び青年の参画を求めること。

(三) 子どもを健全に育成するための事業の実施に当たって、市民等の参加を促すこと。

(四) 市民団体のうち町内会・自治会その他地域において組織される団体は、地域の行事に子どもが参加しやすいようにするとともに、地域の特性をいかした奉仕・体験活動その他子どもを健全に育成するための活動を積極的に推進すること。
(教育・児童福祉機関の責務)

第八条 教育・児童福祉機関は、その理念に従って、子どもを健全に育成する使命があることを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

(一) 保護者及び地域の人との信頼関係の下、子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力・可能性を最大限に伸ばすこと。

(二) 集団の中での遊びや学習を通じて、子どもの心身の発達を助長し、将来にわたり生きて働く力を身に付けさせるとともに、社会の一員としての自覚を促すこと。

(三) 市民等と連携し、子どもを健全に育成すること。

(四) 教育・児童福祉機関のうち公民館は、地域の特性をいかながら、子どもを健全に育成するための教育活動を積極的に推進すること。
(事業者の責務)

第九条 事業者は、自らの活動が子どもの健全な育成に多大な影響を与えることを自覚し、次の責務を果たすよう努めなければならない。

(一) 自らの活動が子どもの健全な育成の妨げにならないよう特段の配慮をすること。

(二) 市民等が行う子どもを健全に育成するための活動を積極的に支援すること。

(三) 雇用する保護者と当該保護者の子どもとのつながりが深まるよう雇用環境の整備等の配慮をするとともに、雇用する保護者に対して、家庭における子どもの育成の重要性を啓発すること。

(四) 雇用する者に対して、市民団体及び教育・児童福祉機関が行う子どもを健全に育成するための活動に参加することを奨励すること。

(五) その所有し、又は管理する施設における子どもの安全性及び利便性の確保に配慮すること。

(市の責務)

第十条 市は、子どもの健全な育成に関し、次の責務を果たさなければならない。

(一) 市民等が行う子どもを健全に育成するための活動について、総合的な調整を行うこと。

(二) 市民等との相互の協力及び連携を積極的に図ること。

(三) 子どもの意見及び考えを市政の諸活動に反映させるよう努めること。

(四) 子どもの視点を取り入れた施設の整備その他教育資源の確保に特段の配慮をすること。

第三章 市の基本的な施策

(家庭教育力の向上への支援)

第十一条 市は、保護者が家庭において子どもを健全に育成するために必要とする情報及び学習の機会を提供するものとする。

二 市は、子どもが抱える悩み、子どもに関する相談等に迅速かつ適切に対処するため、市民等と連携を図り、総合的な相談体制を確立するよう努めるものとする。

三 市は、市内の事務所又は事業所に勤務する保護者が当該保護者の子どもとのかかわりを深めることができるよう事業者を理解・協力を求めるものとする。
(地域教育力の向上への支援)

第十二条 市は、子どもを健全に育成するために必要な体験活動等の充実を図るとともに、遊びや学習の機会を通して、世代・地域・文化を超えた人と人との温かい心が通う交流の機会を確保するものとする。

二 市は、市民団体が行う子どもを健全に育成するための活動に対して、活動の場、情報等を積極的に提供するものとする。

(子ども及び青年の主体的な活動への支援)

第十三条 市は、子ども、青年又はこれらの者によって構成される団体の自主的な企画・運営による活動を積極的に支援するものとする。

二 市は、子どもの模範となる青年を育成するため、学習及び活動の機会を提供するものとする。

(子どもを支え合うための支援)

第十四条 市は、子どもを健全に育成するための施策を円滑かつ効果的に実行するため必要と認めるときは、市民等と協働して社会全体で子どもを支え合うための財政的・技術的な支援をすることができる。

(まつやま子育ての日・まつやま子育て週間)

第十五条 子ども及び子どもにかかわる市民等が共に成長していく喜びを確かめ合うとともに、子どもの健全な育成を推進するため、次のとおりまつやま子育ての日及びまつやま子育て週間を設ける。

(一) まつやま子育ての日 8月8日

(二) まつやま子育て週間 8月8日を含む月曜日からその直後の日曜日まで7日間

(まつやま子ども健全育成会議)

第十六条 市民等及び市が一体となって子どもを健全に育成するための施策を総合的に推進するため、まつやま子ども健全育成会議(以下「育成会議」という。)を設置する。

二 育成会議は、前項に規定する目的を達成するため必要な事項を協議し、市に提言する。

三 育成会議は、20人以内の委員をもって組織する。

四 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

五 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

六 第二項から前項までに定めるもののほか、育成会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(まつやま子ども会議)

第十七条 子どもは、まつやま子ども会議(以下「子ども会議」という。)を組織して市政の諸活動に対する自分たちの意見及び考えについて自ら検討・協議し、市に提言することができる。

二 子ども会議は、教育委員会が定める年齢区分等に応じて組織・運営するものとする。

三 子ども会議の活動は、自主的な学校教育又は社会教育活動の一環として行われなければならない。

第四章 雑則

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成一五年一一月一日から施行する。

イベント報告

速報版

「子どもの権利条約フォーラム2003 in かわにし」報告

みんなで話そう・やってみよう“子どもとおとなのいい関係”

■2003年12月6日～7日、於：アステ川西、川西小学校(兵庫県川西市)

1993年以来、毎年全国各地で開催してきた「子どもの権利条約フォーラム」。10年目を迎えた今年は兵庫県川西市で開かれました。フォーラムの参加者(スタッフ含む)は、1日目がおおよそ500人、2日目はおおよそ630人。延べ1100人を超える子ども、おとなが集い、ともに語り合うフォーラムとなりました。

「子どもとおとなのいい関係」ってどんな関係?

長谷部真琴(東洋大学学生)

■1日目全体会パート1 ～各地の子どもたちからの報告

パート1では、神奈川県川崎市、岐阜県多治見市、兵庫県神戸市、

兵庫県川西市の子どもたちがパネリストとなって、自分たちの活動報告をし、「子どもとおとなのいい関係」とはどのようなものか、それぞれ意見を述べました。

「おとなは子どもが困ったときにアドバイスをくれるサポート役」
「気軽に話せる関係」

川崎市子ども会議、川崎子ども夢パークの取り組みを通して、子

どもたちが自分たちの手でまちづくり、権利について考え、行動していること、また、その活動のなかで、「子どもとおとなのいい関係」が出来つつあることが報告されました。「子どもとおとなのいい関係」とは、「おとなは子どものサポートで、気軽におとなと子どもが話せる関係」（朝比奈さん・中1女子）、「普段は影で見守っていて困った時にアドバイスをしてくれる関係」（煙石さん・小6女子）であると述べられました。

「お互いの意見を尊重」「子ども・おとなそれぞれの持ち味が活かせる関係」

9月に制定された『多治見市子どもの権利に関する条例』の前文を子ども達が検討しながら作り上げたこと、子どもの権利が日本中に広まって欲しいとの思い、おとなが子どもを型にはめるのは簡単だが、子どもにも意見を言えることを知って欲しいことなどが報告されました。「子どもとおとなのいい関係」とは、「お互いが意見を尊重し、嫌な思いをせずに物事を進められる関係」（三和さん・高1男子）、「子どもが出来ることは見守り、出来ないことはおとながやるという、お互いの持ち味が十分に引き出せる関係」（吉田さん・高1男子）であること、先ずはお互いが分かり合うための話し合いが大切であることが話されました。

「おとなと子どもが一緒に成長できる関係」

神戸フリースクールの大森さん（中2・女子）、香川さん（中3・女子）は、自分たちの不登校体験等を振り返りつつ、「おとなと子どものいい関係」とは、「おとなと子どもが一緒に成長できる関係」であり、おとなは「あまり干渉せずに、いい意味でゆるい頭を持ち、その子なりのペースでのんびりやるのがいい関係になる」と報告しました。

「指導—指導される関係ではなく、お互いの考えを知り、子どもとおとながお互いに生きる世界を広げていける関係」

川西の野呂さん（高2・女子）、向井さん（中3・女子）は、川西子ども人権ネットワーク（子どもネット）、子どもオンブズパースンの活動について報告しました。子どもネットの目的は子どもが自主的に活動を行うことである、とし、おとなの役割とは、子どもたちが活動しやすいように環境を整えることだと述べました。一年の最後に行われる「川西子ども人権フォーラム」では、市内の子ども、おとな、学校の先生が集まり、子どもの人権を子どもの視点から考えている、という報告もありました。

子どもネットの活動を通して、野呂さんは「おとなが指導者で子どもが指導されるという関係ではなく、おとなは子どもの意見を尊重し、活動の手助けをしてくれる。子どもはサポーターの人からいい意味で影響を受け、おとなも子どもの考えを知ることによって、互いに生きる世界が広がっていく。こうした活動がいい関係に繋がっていく」と述べました。

向井さんは、子どものオンブズパースンについて報告し、せっかく制度はあるのに認知度が低くて活用していないのがもったいないと話し、子どもの味方のおとなもいるのだと言うことをみんなに知ってもらいたいと述べました。また、いざ問題が起こった時には相談しにくい現状を述べ、オンブズパースンが普段から何気ないことを話しにいける、身近な存在になればいい町になると話しました。子どもとおとなのいい関係については、「普段から話



全体会のようす①

が出来た関係である」と述べました。

「違いを認めあえる関係」「変に子どもをたてる関係はおかしい」

パネリスト以外の子どもの活動として、千葉、青森、滋賀、愛知の子どもたちからも報告がなされました。子どもとおとなのいい関係については、「お互い持ちつ持たれつの関係」「相手を思いやる、違いを認め合える、お互いの立場にたった関係」「何でも言い合える、話し合える関係」等様々な意見が出され、「子ども同士でも相性はあるから、全てのおとなといい関係じゃなくてもいいのでは」という意見や、「子どものためという意識が強すぎて変に子どもを立てている場合がある。やさしさが仇になってはいまいか」という問題提起も飛び出しました。

会場の参加者からも子ども達の意見に対して「子どもが譲歩している感がある、大丈夫なのか」という意見、「声を挙げづらい子どもの権利はどう考えていくのか」「その子達に代わって代弁を」という意見が述べられ、活発な意見交換がされました。壇上の子も達は口々に「今ここに集まっている人、意識の高い人達が、おとなも子どももいるところで権利についてねずみ講式に広めていこう」と呼びかけました。

■1日目全体会パート2

「おとなも頑張っていると認めて欲しい」——おとなからも率直な意見

パート2では子どもとおとなで6人グループになり、「大人とのかかわりの中でやめてほしかった言葉や態度」「子どもとおとなのいい関係ってどうしたらできるのか」というテーマで話し合いを行いました。

あるグループでは、「おとなは言っていることが矛盾している」「一方的に押し付ける言葉は嫌」という意見に、親の立場からも「親も頑張っているって認めてほしい」「おとなも世間と子どもの板ばさみで苦しんでいる」等の意見も出され、お互いに口に出して話すこと、お互いを理解しようとするのが大切である、との確認がなされました。子ども達から「親は子どもを産まないで親になれない。子どもが親を産んでいるんだ」という意見も出され、一緒に成長していくことの大切さを話し合いました。

「こんなに話を聞いてくれるおとながいることを知ってうれしい！」

参加者からは「こんなに話を聞いてくれるおとながいるとは思わなかった」「自分の意見を言えてすっきりした」「普段から子どもに目と耳を向けていこうと思った」等様々な感想が述べられました。

口に出さなければ伝わらない、お互いに話すことによって先ずは目の前の人たちからつながっていくということを再認識し、このような意見交換・交流の場を全国に増やしていく必要性を強く感じた全体会でした。

感想～フォーラムに参加した子どもたちから～

“おとなとこどものいい関係”は“人と人のいい関係”

笠井笑生子（13才、子ども通信社VOICE）

今年で11回目を迎えた子どもの権利条約フォーラムは、川西市で開催された。全体会が終わった直後に、実行委員子どもメンバー

の何人かに今年のテーマである、「おとなとこどものいい関係」について、まず「あなたは、今回実行委員をしている中で、おとなと子どものいい関係が築けましたか」の質問には、全員が築けたと思うと答えてくれた。「では、あなたにとっておとなとこどものいい関係とは、なにか」と聞いてみた。「おたがいを大切にし合える関係」「意見がお互いに言える関係」「お互いを認め合えること」「一緒に居て楽しいと思えること」と答えてくれた。この答えをみて判るように、おとなとこどもに限ることではなくて、「人と人」との関係に置き換えても、同じ様な答えになるのではないだろうか。

私は思う、子どもとおとなは決定的に違うことがいくつかあるけれど、相手を思いやり、相手の意見を尊重して最後まで聞く、そのようなことは人として当たり前の事だと思う。が、何故か「こども」と言うだけで、その当たり前の事が出来なくなるときがある。今回の川西市で開催された、こどもの権利条約フォーラムを通して、おとなたちや子どもたちが、当たり前に意見が言い合える関係性を多くの人に経験してもらえたのだと思う。

来年、日本が「子どもの権利条約」を1994年に批准してちょうど10年をむかえる。20年後、30年後には、このフォーラム等をしなくても、当たり前に子どもの権利条約が守られている世界であってほしい。20年後、30年後、今度は私が子ども権利条約を守る立場に立っている。今、私がこどもとして感じていることを忘れずに、おとなとして立っていたい。

フォーラムで得たもの ~今の自分に活きていること~

島森亜紗子 (17歳・高2)

子どもの権利条約フォーラムに参加して得たこと・感じた事はたくさんありました。そのなかでも今、特に自分に活きていることについて触れたいと思います。

●たくさんの人と話し、関わったこと

今回、子どもの権利条約フォーラムに参加しようと思ったきっかけでもあるのですが、一つ目はたくさんの人といろいろななかたちで話をしたり、関わることができたことです。

今回のフォーラムは兵庫で行われ、たくさんの人々が様々な地域から参加していて、普段の生活では会うことができない人と話をすることができ、様々な人の想いや考えに触れて自分の考えを深めることができました。全体会パート2でのおとなと子どもの対話・交流では、川西子どもネットの方や教育委員会で働かれている方、大学生の方など様々な方と子どもとおとなの関係についてそれぞれの体験や疑問を織りまぜながら話をすることができて、おとなと子どもが普段どんなことを考え、悩んだり迷ったりしているのかが少しだけわかったような気がしました。

私が参加した第11分科会<子どもの活動を支援する人★語り合おう！>では、子どもの活動を支援する人たちが集まって、それぞれが今している子どもに関わる活動や職業のこと、それに関する悩みや疑問などを話し、ネットワーク（つながり）を作っていくという作業をしました。いろいろな活動を子どもとしていく上で、おとながこんなにもいろいろなことを考え、悩み、支えてくれているかわたしはこの分科会でみんなと話をするまで気づけなかったと思います。そういった意味でも、やっぱり今回のフォーラムで経験したことはわたしの考えに大きく影響しました。

●人の「ひろがり～ネットワーク」を得たこと

二つ目は、さまざまな「ひろがり」を得たことです。今回のフォーラムではいろいろな人と関わり、お互い困った時や手を取り合い

たいときに助け合うことのできる人たちのネットワークを広げることができました。また、友達を作ることもできました。2日という短い期間の中で、こんなにもたくさんのことを得たり、経験できることはそうあるものではありません。

来年は茨城でフォーラムの予定ということで、茨城に住む私もなんらかの形で関わらせていただきたいなあと考えています。

「子ども」への還元、「子ども」からの展開

土田朋水 (17歳・子ども通信社VOICE)

恐らく、とても当たり前なことではないか。子どもの権利を考えるとことは、『子ども』の枠の中だけでは納まりきれない様々な要素をも射程に含んでいる、その認識の重要性についてだ。今回のフォーラムでその意味を改めて実感する場面に何度か立ち会った。そのいくつかを紹介したい。

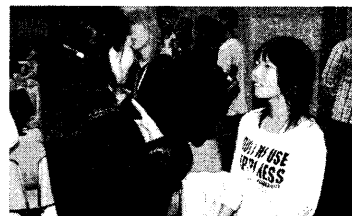
●「日本人」「男の子・女の子」

最後のプログラムである全体会において各分科会から報告が行われた時のことだ。分科会1『新聞から読みとく子どものイメージ』からはワークショップに参加した子どもたちが報告者としてステージに上がっていた。この分科会の報告はユーモアも混じった大変おもしろいものだったが、報告者のある一言が耳に残った。ワークショップで使われた新聞の切り抜きを読んだ感想として、会場にいる人々に「私たち日本人はもっと怒るべきだ」という主旨で共感を求める発言がされたのだが、私はその言葉を聴いてとっさに分科会7を想った。分科会7は『日本で暮らす外国籍の子どもたちの今』がテーマとなっている（私はこの2つの分科会に参加していた）。もし新聞から見えたおとなの描く子ども像が問題となるならば、その際に主語として妥当なのは『読者』や『私たち』などではなかったか。日本人という主語は、そうではない子どもたちを疎外することになるからだ。

また同じ全体会で気になった言葉がある。司会者のおとなが参加者の子どもに感想を求めて回っていた時、(どんな前後があったのかはよくわからなかったが) ある子どもに「キミは男の子なんだから。女の子にはなれないんだよ」という主旨の言葉をかけていた。私はとっさに「なにを根拠になれないと言うのか。その子どものみならず、この会場の何人かがそれを願っていたらその苦しみや悩みはどうなるのか、と気を塞いだ。

●子どもとおとなの関係だけでなく

私はここで言葉狩りをしたいわけではない。誤った発言をすることは誰にでもある(もちろんその責任は引き受けるべきことだ)。しかし、だからこそ私たちはもっと敏感になっていいのではないだろうか。私たちが子どもの権利を語る時、その言葉の持つ意味(射程)をもっと想像していい。深く考えていい。子どもは『子どもとおとな』の関係性だけに還元されるものではなく、あらゆる要素で成り立っている。『子ども』への還元に縛られるのではなく、『子ども』が持っている可能性・展開を想像すること。そして知ること。そのことの重要性を今、私は改めて感じている。



全体会のようす②



第8分科会
子どもの権利条約入門ワークショップ

—子どもとおとなのいい関係のためのキーワード—

赤池悦子 (子どもの権利条約ネットワーク事務局長)

全体会では、壇上から8名の子どもが、それぞれの活動や日常を、各自の環境、生き方の上に立って報告してくれました。会場には遠方からの参加者も含め、沢山の子ども達の姿があり、彼らも第2部で思いや活動を語ってくれ、各地で子ども達が社会参加をしている現状を実感することが出来ました。

二日目の分科会も予想をはるかに越える参加者があり、会場の小学校は活気にあふれ、子どもとおとなのいい関係を作り出していました。

フォーラムの会場で、多くの子ども達が「子どもとおとなのいい関係」について語ってくれましたが、その中からいくつか紹介します。

「もちつもたれつの微妙な関係」「すれ違いが起きないように、しっかり話し合える関係」

「おとなもキチンと主張する関係」

——最後に今後のフォーラムの企画に参考にさせていただきたい意見を紹介します。

「子どもを市民と認めるなら、子どもだけに任せたりしないでもっと子どもと話し合って企画をして欲しい。共感、協働、共有、が子どもとおとなのいい関係のキーワード」

お知らせ

[子どもの権利条約入門セミナー2003]のお知らせ

5月より始まった「子どもの権利条約入門セミナー」。第5回、第6回を以下のとおり開催します！

少人数でアットホームな雰囲気の中で、子どもの権利条約について、また条約を生かす取り組みについてを、わかりやすく学んでいきます。奮ってご参加ください！

■第9回 2004年1月27日(火)

子どもの権利条約とNPO

林 大介さん (特定非営利活動法人21世紀教育研究所事務局長)
特定非営利活動法人Rights常務理事)

■第10回 2004年2月21日(火)

子どもの権利条約と子育て

坪井節子さん (弁護士)

時間：18：30～20：30 (受付開始18：00)

会場：子どもの権利条約ネットワーク事務所(みなとNPOハウス4階)
地下鉄日比谷線・大江戸線「六本木」駅徒歩2分(旧三河台中学校・俳優座裏)

定員20名 *資料・会場の準備があるので事前申込をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ：子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 港区六本木4-7-14みなとNPOハウス4F

03-3746-0744 (火・金12：00-17：00)

E-mail nrcr@abeam.ocn.ne.jp

※留守のときは、留守電・FAX・メールをご利用ください。

総合的研究誌「子どもの権利研究」

子どもの権利総合研究所編 (日本評論社・販売協力) 定価 2000円

創刊号 特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究 2002年7月刊行

第2号 特集 自治体子ども施策と子どもの権利 2003年1月刊行

第3号 特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望 2003年7月刊行

■現行法制をめぐる動向と子どもの権利 ○日本国憲法法制と子どもの権利 ○教育基本法制と日本の子ども ○児童福祉法制と日本の子ども ○少年法制と日本の子ども

■シンポジウム「現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望」まとめ ◇世界と日本の子どもの権利救済制度 1世界各国の「子どもの権利救済」制度—国連子どもの権利委員会から 2子どもオンブズにおける第三者性の法的構造—ノルウェー・日本における制度を手がかりとして 3日本における子どもの救済制度の現状と課題 ◇「改正少年法」の運用と課題 1「原則逆送」事件の実例—事例および全国的調査の分析から 2家庭裁判所の運用実態—全司法のアンケート調査を中心に 3少年の立ち寄り支援の現場から—児童自立支援施設を中心に

■論説 ○「韓国の子どもの権利研究の現状と課題」○性的搾取と子どもの権利 ○平成期学校事故判例と安全基準

■自治体条例研究 ○富山県小杉町子どもの権利条例

定期購読募集中！年間4000円(送料込み・年2回発行・B5版100頁)

創刊号：2002年7月 第2号：2003年1月

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室(水曜日10：00-16：00) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail：crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.71

2003年12月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/>

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント